

議案第 6 9 号

日出町行政組織条例の一部改正について

日出町行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行政組織条例の一部を改正する条例

日出町行政組織条例（平成 1 1 年日出町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を削る。

第 2 条中「町長」を「、町長」に、「次の」を「、次の」に改め、同条第 3 号中「政策推進課」を「政策企画課」に改め、同条第 4 号中「契約検査室」を「まちづくり推進課」に改め、同条第 6 号中「住民課」を「住民生活課」に改め、同条第 7 号中「福祉対策課」を「介護福祉課」に改め、同条中第 1 0 号及び第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 0 号とし、第 1 3 号を第 1 1 号とし、同条を第 1 条とする。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 町の行政一般に関すること。
- (2) 職員の身分取扱いに関すること。
- (3) 条例及び規則の制定改廃に関すること。
- (4) 議会及び文書に関すること。

(5) 消防防災及び交通安全に関すること。

(6) 防犯に関すること。

(7) その他他の課に属さないこと。

第3条を第2条とする。

第4条各号を次のように改める。

(1) 町の予算その他財務に関すること。

(2) 入札、契約及び検査に関すること。

(3) 物品に関すること。

(4) 財産の取得、管理及び処分に関すること。

第4条を第3条とする。

第5条（見出しを含む。）中「政策推進課」を「政策企画課」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 町行政の総合企画及び総合調整に関すること。

(2) 統計に関すること。

(3) 広報広聴に関すること。

(4) 情報政策に関すること。

(5) 消費生活に関すること。

第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（まちづくり推進課の分掌事務）

第5条 まちづくり推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域振興・協働のまちづくりに関すること。

(2) 商工業及び労働政策に関すること。

(3) 観光に関すること。

第6条を削る。

第7条第1号中「町税」の次に「及び保険料」を加え、「事項」を「こと。」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 税外徴収金の滞納整理に関すること。

第7条第3号から第7号までを削り、同条を第6条とする。

第 8 条（見出しを含む。）中「住民課」を「住民生活課」に改め、同条第 1 号中「事項」を「こと。」に改め、同条第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

- （2） 印鑑登録に関すること。
- （3） 環境衛生に関すること。
- （4） 人権施策及び部落差別等の解消の推進に関すること。

第 8 条第 5 号から第 8 号までを削り、同条を第 7 条とする。

第 9 条（見出しを含む。）中「福祉対策課」を「介護福祉課」に改め、同条各号を次のように改める。

- （1） 社会福祉に関すること。
- （2） 高齢者福祉に関すること。
- （3） 障害者福祉に関すること。
- （4） 介護保険に関すること。

第 9 条を第 8 条とする。

第 10 条第 1 号から第 3 号までの規定中「事項」を「こと。」に改め、同条第 4 号を削り、同条を第 9 条とする。

第 11 条中「次の」を「、次の」に改め、同条各号を次のように改める。

- （1） 国民健康保険に関すること。
- （2） 後期高齢者医療に関すること。
- （3） 年金に関すること。
- （4） 健康づくりに関すること。

第 11 条を第 10 条とする。

第 12 条及び第 13 条を削る。

第 14 条各号を次のように改める。

- （1） 農業及び林業に関すること。
- （2） 畜産業及び水産業に関すること。

第 14 条を第 11 条とする。

第 15 条各号を次のように改める。

- （1） 道路、河川及び港湾に関すること。

- (2) 住宅及び建築に関すること。
- (3) 都市計画、公園及び街路に関すること。
- (4) 法定外公共物に関すること。
- (5) 地籍調査に関すること。

第15条を第12条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年5月1日から施行する。
(職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 職員の給与に関する条例(昭和32年日出町条例第10号)の一部を次のように改正する。
別表第2の6級の項中「、室長」を削る。
(職員の特殊勤務手当支給条例及び日出町障がいのある人もない人も健やかで安らかに暮らせるまちづくり条例の一部改正)
- 3 次に掲げる条例の規定中「福祉対策課」を「介護福祉課」に改める。
(1) 職員の特殊勤務手当支給条例(昭和39年日出町条例第7号)第6条
(2) 日出町障がいのある人もない人も健やかで安らかに暮らせるまちづくり条例(平成30年日出町条例第1号)第31条
(日出町協働指針策定委員会条例の一部改正)
- 4 日出町協働指針策定委員会条例(平成24年日出町条例第2号)の一部を次のように改正する。
第8条中「政策推進課」を「まちづくり推進課」に改める。
(日出町総合計画審議会条例及び日出町行財政改革審議会条例の一部改正)
- 5 次に掲げる条例の規定中「政策推進課」を「政策企画課」に改める。
(1) 日出町総合計画審議会条例(平成26年日出町条例第38号)第7条
(2) 日出町行財政改革審議会条例(平成30年日出町条例第37号)第7条

理 由

社会状況の複雑な変化や多様化・高度化する住民ニーズを踏まえ、本町の将来像である「住むことに喜びを感じるまち」を実現するために、効率的・効果的な組織体制に見直したいので提出する。